

発達障害とは



発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

原因はまだよくわかっていませんが、脳機能の障害と考えられています。親の育て方や愛情不足、本人の努力不足などが原因で起こるものではありません。

発達障害は、一見ただけではわかりにくく、抱える困難、持っている能力や個性等も様々なため、その人の特性や状況に応じた理解と支援が必要となります。

知的な遅れを伴うこともあります

注意欠陥多動性障害 (AD/HD)

- 不注意 (集中できない)
- 多動・多弁 (じっとしていられない)
- 衝動的に行動する (考えるよりも先に動く)

自閉症

広汎性発達障害 (PDD)

アスペルガー症候群

学習障害 (LD)

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより



相談受付

電話相談



月曜日から金曜日
午前9時から午後4時まで
(祝日・年末年始を除く)

来所相談



火曜日、木曜日 ※要予約

対象：野々市市内にお住まいの方とご家族等

☎ 076-248-1333

野々市市発達相談センター

〒921-8814 石川県野々市市菅原町8番33号

E-mail:hattatsu@city.nonoichi.lg.jp



発達相談センター



野々市市発達相談センターは、心身の発達に関する相談や支援の総合的な窓口です。発達の気になる幼児から成人の方まで、関係機関と連携して継続的にサポートを行います。

発達相談センターのご利用方法

- 来所相談は予約制です。
まずはお電話でご相談ください。
- 野々市市内にお住いの方と
そのご家族等からの相談に
応じます。
- 相談は無料です。
- 相談内容の秘密は厳守します。
- 当センターは相談機関です。
診断や療育、訓練は行っておりません。



相談の流れ

1 電話相談

まずはお電話で
相談内容をお聞きます。



1

2

来所相談の日程調整

必要に応じて、来所相談の日程
を調整いたします。



3

来所相談

相談内容を確認し
情報提供や
アドバイスを
いたします。



このようなことでお困りではありませんか？ お気軽にご相談ください。

乳幼児期

ことばの遅れが
気になる



じっとしてられない

視線が合いにくい



一人遊びが多く
他の子どもと
うまく遊べない



かんしゃくがひどく
なかなかおさまらない

学 齢 期

片付け、
整理整頓が苦手



忘れ物、
なくし物が
多い

授業中じっとできず
離席してしまう、
話を聞けない



悪気なく
相手が傷つくことを
言ってしまう



特定の科目や
領域が苦手

(算数が苦手、
字を書くのが苦手など)

成 人 期

言葉のキャッチボールが
できない



空気が読めない、
人の話が聞けない

期限が守れない、
遅刻が多い



仕事の
優先順位や
段取りが
つけづらい



発達障害の特徴が
自分に当てはまる
気がする